

兵庫県公報

平成20年 8月15日 金曜日 第 2005 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
保安林の指定予定(豊かな森づくり課).....	1
同 上(同).....	2
保安林の指定(同).....	2
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水質課).....	2
土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定の一部解除(同).....	4
道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課).....	4
同 上(同).....	4
道路の区域の変更、供用開始等(同).....	5
道路の区域の変更(同).....	5
平成8年兵庫県告示第406号津名都市計画下水道事業淡路市公共下水道の事業計画の変更認可(下水道課).....	5
公 告	
特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請(地域協働課).....	6
特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請(同).....	8
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(都市計画課).....	10
大規模小売店舗の変更に関する届出(北播磨県民局).....	10
落札者等の公示(県立大学).....	12
教育委員会告示	
有形文化財の登録.....	12
教育委員会公告	
入札公告(県立人と自然の博物館).....	12
警察本部公告	
入札公告.....	15

告 示

兵庫県告示第853号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成20年 8月15日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 保安林予定森林の所在場所
南あわじ市志知奥字菖蒲谷859から870まで、875、877
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地

域振興部洲本農林水産振興事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第854号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成20年 8月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
淡路市尾崎字大木谷2179の1
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第855号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成20年 8月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
たつの市新宮町新宮字大邊羅1092の2(次の図に示す部分に限る。) 字城谷1094の2から1094の6まで、1094の12から1094の14まで
 - 2 指定の目的
落石の危険の防止
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字大邊羅1092の2(次の図に示す部分に限る。)
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
字城谷1094の2から1094の6まで、1094の12から1094の14まで
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局地域振興部龍野農林振興事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第856号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事

項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 8月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
川崎重工業株式会社明石工場
明石市川崎町1番1号
明石事務所長 橋 本 芳 純
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
川崎重工業株式会社明石工場
明石市川崎町1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設		63号ホ 廃ガス洗浄施設		
能 力	500kg / 日		637m ³ / 分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後3箇月		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	0時～24時 20時間		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6～8	6～8	8	10
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg / L)	40	50	80	100
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg / L)	70	80	80	100
	窒 素 含 有 量 (単位 mg / L)	8	10	40	50
	り ん 含 有 量 (単位 mg / L)	0.5	0.5	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg / L)	1	1	1	1
	六 価 ク ロ ム 化 合 物 (単位 mg / L)	0.05 未満	0.05	0.05 未満	0.05
	フ ェ ノ ール 類 含 有 量 (単位 mg / L)	0.8	1	0.1	0.1
ジ ク ロ ロ メ タ ン (単位 mg / L)	0.04	0.05	0.02	0.02	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ / 日)	11	14	0	1.2	

備考 既設特定施設を廃止するとともに、汚水等の一部の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年 8月15日から同年 9月 5日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び明石市環境部環境保全課

兵庫県告示第857号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第4項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域の指定の一部を次のとおり解除する。

平成20年 8月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定を解除する区域

平成19年兵庫県告示第887号により指定した区域のうち、次に掲げる区域
川西市火打1丁目251番の一部

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物

兵庫県告示第858号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年 8月15日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年 8月15日から 2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 8月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 1 2 号	神崎郡神河町吉富字宮ノ下729番3から 同 郡同 町吉富字大歳ノ本812番1まで	旧	8.0から 9.0まで	124.0	
		新	9.0から 9.0まで	124.0	

兵庫県告示第859号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年 8月15日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年 8月15日から 2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 8月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 塩田三日月線	佐用郡佐用町三日月字手布852番1から 同 郡同 町三日月字手布854番1まで	旧	9.0から 11.0まで	26.0
		新	11.0から 11.0まで	26.0

兵庫県告示第860号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年8月15日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年8月15日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年8月15日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 中寺北条線	神崎郡福崎町八千種字野畑2712番から 同 郡同 町八千種字野際4611番まで	旧	4.0から 10.0まで	104.0	
		新	5.0から 10.0まで	104.0	

兵庫県告示第861号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年8月15日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年8月15日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 179号	佐用郡佐用町乃井野字木屑826番4から 同 郡同 町乃井野字赤社1537番3まで	旧	8.0から 18.0まで	198.0	
		新	11.0から 27.0まで	198.0	一部 予定地

兵庫県告示第862号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年8月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
淡路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

平成 8 年兵庫県告示第406号津名都市計画下水道事業淡路市公共下水道

3 事業施行期間

平成 8 年 3 月15日から平成26年 3 月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成20年 8月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請のあった年月日 平成20年 7月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人あいな育みの会
- イ 代表者の氏名 中 西 久 志
- ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区山田町藍那字清水28番地
- エ 定款に記載された目的

この法人は、子供から大人の全ての人々に対して農業体験・自然体験などの直接体験で収穫の喜び・ものづくりの楽しさを知り、人間と自然との共存のあり方を学ぶ機会を提供し、地域でとれた旬の野菜を使った食育に関する事業を行い、里山の豊かな環境の再生を図り、地域社会と文化の発展に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成20年 7月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人神戸ウェブSOHO協会
- イ 代表者の氏名 徳 田 恭 子
- ウ 主たる事務所の所在地 西宮市樋之池町7番1-507号
- エ 定款に記載された目的

この法人は、小規模企業や個人事業主、地域団体に対して、ウェブ制作規格の統一化などを推進していくことで、誰もが安心して依頼できるウェブ制作サービスの提供と、SOHO運営者をネットワーク化することにより、誰もが働きやすい環境を創出する事業を行い、中小企業や活動団体の発展及びウェブ制作技術者の雇用拡大に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成20年 7月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人コミュニティ日高
- イ 代表者の氏名 小 山 時 雄
- ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市日高町祢布920番地
- エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民が心豊かな地域社会を自らの力で創造することを目指して、地域の文化やスポーツ振興のための事業を行うとともに、豊岡市日高地域で活動する市民活動団体やボランティア団体が活性化するための支援活動などを行い、地域住民自らが考え行動してゆく活力のある地域づくりに寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成20年 7月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人明石海峡振興会
イ 代表者の氏名 古 谷 正 明
ウ 主たる事務所の所在地 明石市松江353番12号
エ 定款に記載された目的

この法人は、明石市とその周辺地域住民に対して、バレーボールチームの育成、スポーツ教室・大会の開催運営、明石の歴史、文化、芸術の伝承と多世代交流、並びに地域の産品の普及推進と地域内外の交流促進に関する事業を行い、「明石」を中心として、スポーツや多方面における地域活動を通して、青少年の心身の健全な育成と地域の大いなる発展に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成20年 7月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人兵庫コミュニティ
イ 代表者の氏名 遠 藤 実
ウ 主たる事務所の所在地 姫路市井ノ口219番地 3
エ 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らすすべての人々に対して、生涯を通じて人と人がコミュニケーションできる場を提供し続け、誇りを持って生きていけることができるように支援する事業を行う。また、会員間のさまざまな経験知、実績、仕事、技術、価値観、ノウハウを通じてネットワークを構築し、活力ある地域社会の実現と経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請のあった年月日 平成20年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人キッズ子コミュニケーション
イ 代表者の氏名 谷 丸 幸太郎
ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区北長狭通 7丁目 2番 4号303号室
エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の子供及び子育て世帯に対して、音楽を通じた遊びの中で子供の健全育成に関する事業を行い、コミュニケーションによって親子、地域の絆を深め、ふれあいの場を提供し、子供たちが自由な発想で、いきいきと遊べる街づくりに寄与することを目的とする。

7 (1) 申請のあった年月日 平成20年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人あいな里山茅葺同人
イ 代表者の氏名 星 島 明
ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区星和台 7丁目19番地の 1
エ 定款に記載された目的

この法人は、地域と地域住民に対して、里山景観の再生など自然環境の改善、発生した資源の再利用・有効活用及び普及促進、里山の保全に関する講演会・セミナー・環境イベントの開催に関する事業を行い、人と地球にやさしい循環型機能を配慮した地球温暖化の抑制並びに自然環境の改善に寄与することを目的とする。

8 (1) 申請のあった年月日 平成20年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人神戸メンタルウェルネスサロンWINNING FACTORY
イ 代表者の氏名 樋 口 敦 子
ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区旗塚通 4丁目 2番 1号
エ 定款に記載された目的

この法人は、心身や日常生活に悩みや不安を持つ人に対して、心の安らぎを与える場を提供し、併せてカウンセリング等の「心のサポート」を提供する事業を行い、一人一人が前向きに、そして心豊かな生活を取り戻すことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

9 (1) 申請のあった年月日 平成20年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人わかば福祉会
イ 代表者の氏名 久保田 利 男

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市尾上町養田351番地の4

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行うとともに、障がい者と地域住民に対して、地域交流推進事業を行い、障がい者の日常生活指導や訓練、また軽作業や様々な活動を通じて生き甲斐があり安心して働ける職場づくりとすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

10(1) 申請のあった年月日 平成20年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人利他の会

イ 代表者の氏名 岸 本 真知子

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市西新在家3丁目8番48号

エ 定款に記載された目的

この法人は、発展途上国の子供達に教育機会の提供、保健衛生面をはじめとした生活環境の改善、職業能力訓練開発の支援事業を行うことにより、発展途上国の人々が、夢のある未来を描くことが出来る生活環境の実現を目指すとともに、物心共に多様な交流活動を通じて、わが国の人々が真の豊かさを見つめ直す機会を得、あらゆる人々が利他の精神を育み、もって思いやりのある心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

11(1) 申請のあった年月日 平成20年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人猪名川在宅介護を考える会

イ 代表者の氏名 平 田 和 代

ウ 主たる事務所の所在地 川辺郡猪名川町伏見台1丁目2番地39

エ 定款に記載された目的

この法人は、介護サービスの情報の公表や、介護保険に係る相談・助言を行うことによって、地域の高齢者が自立に向けて適切な介護サービスを選択して、安心して地域生活を継続できるよう援助し、もって地域の高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

12(1) 申請のあった年月日 平成20年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日中友好交流協会・世界老人交流会及び国際弱者支援機構

イ 代表者の氏名 成 相 俊 郎

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区磯辺通4丁目2番26号新芙蓉ビル10階

エ 定款に記載された目的

この法人は、日中友好交流協会と中国各都市との友好を締結させ、将来を担う若者達が日本と中国の架け橋となることを願って、今後若者達が日中友好交流の中心となることを目的として日中友好交流センターの運営を行う。また、世界老人交流会、国際弱者支援機構に関しては、日本国内外を問わず、高齢者及び弱者に対して生きがいと文化と平和を享受するに資する生き方と生活を送る事業を推進し、文化的で平和的な人間らしい生き方を支援し、老人生きがいセンター、弱者救済センターの運営や国際マインフリー活動募金を通じて、マインフリー・アジアプロジェクトへの協力をを行い、かつ生きがい作り支援など高齢者の生きがいと自立と社会参加に関する事業を行い、高齢者福祉・弱者救済及び、地域福祉の増進、国際支援、交流の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成20年8月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 申請のあった年月日 平成20年7月30日



## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸あすなるの会

イ 代表者の氏名 上 脇 洋 子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区大和町3丁目3番10号

エ 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者の自立支援に関する事業を行い、精神障害者の就労支援に寄与することを目的とする。

## 2 (1) 申請のあった年月日 平成20年 7月30日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ジョイフル

イ 代表者の氏名 中 林 弘 明

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市南塚口町2丁目29番35号ツカプラッツビル2F

エ 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者や障がい者に対して、介護保険法、障害者自立支援法に基づくサービス等を行うとともに、地域の人々に支えられる住民主体の地域交流事業を行い、すべての人々がすこやかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 3 (1) 申請のあった年月日 平成20年 7月30日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アップストリーム障がい者支援センター

イ 代表者の氏名 本 村 晃 一

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市杭瀬本町1丁目23番2号カーサフジイ102号

エ 定款に記載された目的

この法人は、総合的な在宅支援事業及び地域生活支援事業等を行うことにより、「人としての尊厳の尊重」を大切に、地域社会に於いて、そこに生きる全ての人々が自己の能力を十分に発揮し、一人一人が輝き生き生きと暮らせる地域社会を創造することに寄与する事を目的とする。

## 4 (1) 申請のあった年月日 平成20年 7月30日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸青少年支援協会

イ 代表者の氏名 南 木 睦 彦

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区南別府4丁目263番地65

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者やその他社会的弱者に対して、就労と能動的な社会参加、健康増進の機会を提供することにより、自らが社会に活かされていく地域環境作りに寄与し、地域社会の共生や社会福祉の増進に貢献することを目的とする。

## 5 (1) 申請のあった年月日 平成20年 7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アリラんはんしん

イ 代表者の氏名 康 永 洙

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市芦原町4番20号

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県阪神間の在宅で介護が必要な在日コリアン高齢者や障害者その他支援を必要とする人々に対して、居宅介護等事業など福祉に関する事業を行うとともに、地域市民との国際交流に関する事業を行い、もって真に人間性にあふれた、より住みよいまちづくりと福祉の増進に寄与する事を目的とする。

## 6 (1) 申請のあった年月日 平成20年 7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人Present Garden to

イ 代表者の氏名 高 野 喜 恵

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区南多聞台1丁目5番11号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、社会参画促進や生活支援に関する事業を行うと共に、障害者によるアンクルン・オーケストラ演奏事業及び里山維持管理事業を行い、障害者本人が幸福を感じながら社会に参画でき、同時に障害者と市民の協働によって地域市民全体の生活が豊かになる社会の実現に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請のあった年月日 平成20年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人トラストサービス

イ 代表者の氏名 岩 淵 由紀緒

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区朝谷町25番地の9

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障がい者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、地域住民同士が支え合い助け合うコミュニティを再生し、地域福祉に寄与することを目的とする。

8 (1) 申請のあった年月日 平成20年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 在宅福祉支援グループ・コスモス

イ 代表者の氏名 坂 本 厚 子

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市金楽寺町2丁目11番18号

エ 定款に記載された目的

この法人は、社会、地域で支援の必要な高齢者及び障害者に対して、ホームヘルプサービスや配食サービスなど在宅福祉に関する事業やグループハウスの運営などの事業を行い、もって高齢者及び障害者と共生する地域コミュニティの創造により福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年 8月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市曽根町字松東638番、640番、648番の一部

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高砂市米田町米田894番地の3

タカミ建設株式会社 代表取締役 高 見 充

(3) 許可年月日及び許可番号

平成20年 2月28日

兵庫県指令東播(建)第1-23号(19高砂)

2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

揖保郡太子町矢田部字南角329番1、329番5、330番1

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市飾磨区都倉一丁目30番地

オーエイハウジング有限会社 代表取締役 横 山 英 人

(3) 許可年月日及び許可番号

平成20年 7月10日

兵庫県指令西播(建)第1-23-2号(19太子)

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域

の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年 8月15日

北播磨県民局長 中 島 英 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アクロスプラザ西脇  
 所在地 西脇市高田井町55 - 1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 大和情報サービス株式会社  
 法人の代表者の氏名 福 島 長 男  
 住所 東京都台東区上野七丁目14番地 4号
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
    - ア 変更前  
 名称 (仮称)西脇商業施設  
 所在地 西脇市高田井町55 - 1
    - イ 変更後  
 名称 アクロスプラザ西脇  
 所在地 西脇市高田井町55 - 1
  - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
 名称 大和情報サービス株式会社  
 代表者の氏名 坂 倉 正 宏  
 住所 東京都台東区上野七丁目14番地 4号
    - イ 変更後  
 名称 大和情報サービス株式会社  
 代表者の氏名 福 島 長 男  
 住所 東京都台東区上野七丁目14番地 4号
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

| 名称          | 代表者の氏名  | 住所              |
|-------------|---------|-----------------|
| 株式会社神戸物産    | 佐 川 観 治 | 加古郡稲美町中一色883番地  |
| 株式会社西松屋チェーン | 大 村 禎 史 | 姫路市飾東町庄266番地の 1 |
| ゴダイ株式会社     | 浦 上 晃 之 | 姫路市駅前町268       |
    - イ 変更後
 

| 名称          | 代表者の氏名  | 住所              |
|-------------|---------|-----------------|
| 有限会社魚松      | 長 井 泰 道 | 西脇市和田町634 - 131 |
| 株式会社西松屋チェーン | 大 村 禎 史 | 姫路市飾東町庄266番地の 1 |
| ゴダイ株式会社     | 浦 上 晃 之 | 姫路市駅前町268       |
- 4 変更年月日  
平成20年 7月24日
- 5 届出年月日  
平成20年 7月30日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局県土整備部まちづくり課
  - (2) 縦覧期間  
平成20年 8月15日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

平成20年12月15日

(2) 提出先

北播磨県民局県土整備部まちづくり課  
〒673-1451 加東市社字西柿1075 - 2

落札者等の公示

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成20年 8月15日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 大 原 義 弘

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
ネットワークシステム一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県立大学事務局 神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3 - 3
- 3 落札者を決定した日  
平成20年 7月10日
- 4 落札者の名称及び住所  
西日本電信電話株式会社兵庫支店 神戸市中央区海岸通11番
- 5 落札金額  
141,120,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成20年 5月20日

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第 7 号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第19条の 2 第 1 項の規定により、文化財登録原簿に次のものを登録する。

平成20年 8月15日

兵庫県教育委員会

委員長 永 田 萌

| 種 別                             | 文化財の名称                                                          | 数量  | 所 在 地        | 所 有 者    |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----|--------------|----------|
| 登<br>録<br>有<br>形<br>文<br>化<br>財 | 建造物<br>茨木酒造<br>事務所<br>精米所<br>仕込み蔵<br>澄まし蔵<br>引返し蔵<br>瓶詰め場<br>倉庫 | 7 棟 | 明石市魚住町西岡1377 | 茨木酒造合名会社 |

教 育 委 員 会 公 告

入札公告

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年 8月15日

## 契約担当者

兵庫県立人と自然の博物館長 岩 槻 邦 男

## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

兵庫県立人と自然の博物館 情報システム 一式(賃貸借)

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する機能等を有すること。

## (3) 契約期間

平成21年3月1日(日)から平成26年2月28日(金)(5年間)

## (4) 設置場所

兵庫県立人と自然の博物館(三田市弥生が丘6丁目)

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒669-1546 三田市弥生が丘6丁目

兵庫県立人と自然の博物館 情報管理課 担当 藤村

電話(079)559-2006(直通)

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成20年8月15日(金)から同月29日(金)まで

毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成20年9月26日(金)午後2時 兵庫県立人と自然の博物館 中セミナー室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成20年9月25日(木)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

## 4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、次により事前に協議すること。

## ア 受付期間

平成20年8月18日(月)から同年9月12日(金)まで(土曜日、日曜日及び博物館の休館日(9月1日(月)、9月8日(月))を除く。)、毎日午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

## イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

## ウ 提出書類 内訳書及びカタログ等の仕様がわかるもの

## エ 提出方法 原則として持参して提出すること。

オ 協議結果 平成20年 9月18日(木)に入札者に通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品で入札すること。

#### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に契約期間72箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年 9月25日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

全額免除する。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成20年10月3日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)及びカラープリンター複合機1台分のメーターチャージ料(1計測単位あたり)単価×月間想定使用料により算定した月額(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)の合計額を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Kunio Iwatsuki, Director, Museum of Nature and Human Activities, Hyogo

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Lease of a computer system, LAN (local area network), personal computers and audio visual

- equipment for the Museum of Nature and Human Activities, Hyogo for use in the office
- (3) Lease period: March 1, 2009 – February 28, 2014
  - (4) Lease location:  
Museum of Nature and Human Activities, Hyogo
  - (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 August 29, 2008
  - (6) Deadline for tender:  
14:00 September 26, 2008 by direct delivery;  
17:00 September 25, 2008 by mail
  - (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr. Fujimura, Information Management Division, Museum of Nature and Human Activities, Hyogo  
6-chome, Yayoigaoka, Sanda, Hyogo 669-1546 JAPAN  
TEL (079)559-2006

## 警察本部公告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年 8月15日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太田 裕之

## 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
画像記録装置機器 1 式 (賃貸借)
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 契約期間  
平成20年11月 1 日から平成25年10月31日 ( 5 年間)
- (4) 設置場所  
兵庫県自動車運転免許試験場庁舎ほか指定場所
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 県の指名停止基準に基づく暴力団又は暴力団関連企業でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に、以下のいずれかに該当する関係がないこと。

## ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (7) 親会社と子会社の関係にあるもの
- (4) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合



## イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。

(7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(4) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 北村

電話(078)341-7441 内線 2253

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成20年8月15日(金)から同月29日(金)まで(土曜日、日曜日を除く。)

毎日午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成20年9月26日(金)午前11時

神戸市中央区下山手通5丁目6番21号 兵庫県警察本部別館8階会議室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成20年9月25日(木)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年9月12日(金)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除とする。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類並びに入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料及び製品の見本等を平成20年8月29日(金)までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成20年9月29日)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記 1 (1)の物品の 1 箇月当たりの賃貸借料(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(1) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Hiroyuki Ota, Director of Hyogo Prefecture Police H.Q

(2) Nature and quantity of the product to be leased:

Lease of Hyogo Police driver s license intelligence OA system.

(3) Lease period:

From November 1, 2008 through October 31,2013

(4) Lease places:

Driver s license Division and so on

(5) Deadline for the submission of tender application form:

17:00 August 29, 2008

(6) Deadline for tender

17:00 September 25, 2008 by mail;

11:00 September 26, 2008 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Kitamura, Purchase section, Accountant Division, Hyogo Prefecture Police H.Q.

4-1,Shimoyamate-dori 5-chome,Chuo-ku,Kobe 650-8510

TEL (078)341-7441 extension 2253